

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名		農業協同組合法				法令番号		昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号											
手続名		共済契約に係る契約条件の変更の承認				根拠条項		第 1 1 条の 6 1 第 1 項											
審査基準		「共済事業向けの総合的な監督指針」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 経営第 7481 号経営局長通知）																	
		法第 11 条の 61 第 1 項に基づく契約条件の変更の承認に当たっては、以下の点に留意すること。																	
		1 総会（又は総代会）に係る手続きが適正に実施されたか。																	
		2 組合の経営改善の取組み、出資金の取扱い、経営責任、契約者割戻し等に関する方針が、共済契約者に対して明確かつ平易に説明が行われることになっているか。																	
		3 当該組合において、十分な経営改善方策が講じられ、当該方策及び総会（又は総代会）において議決された契約条件の変更により、共済事業の継続が困難となる蓋然性が解消される見込みとなっているか。																	
審査基準		4 契約条件の変更が、特定の共済契約者にとって著しく公平性を欠くことその他共済契約者等の保護の見地から問題がないか。																	
		※ 佐賀県農業協同組合法施行細則第 14 条に明記																	
受付機関		生産者支援課		処理機関		生産者支援課		交付機関		生産者支援課		標準処理期間		9 0 日		目次			
												標準經由期間		日		No.			